

自助・・・自らの命は自ら守る！

気象庁では、大雨などで災害が発生する恐れがある時、注意報や警報を発表し、注意や警戒を呼びかけます。近年、皆さんも大雨警報や洪水警報が昔に比べ、多く出されていると感じないでしょうか。気象庁のアメダスで観測された大雨の発生数（1時間降水量50mm以上の観測回数）は、図-1が示すとおり増加しています。



この増加傾向の原因については、地球温暖化を含め明らかにはなっていません。しかしながら、ゲリラ豪雨と呼ばれる特定の地域だけに激しい雨が降る現象は、皆さんもニュースでよく見かけませんか。

1時間に50mmを超える雨は、滝のように振り、傘は全く役に立ちません。また、80mmを超えると息苦しく感じます。



気象庁が発表する気象情報は、下記の図-2のとおりですが、平成25年8月より「**特別警報**」が追加されました。警報は、重大な災害が発生する恐れがある場合に出され、更に土砂災害の危険性が高まった場合、市町村に対して県と気象台が共同で「**土砂災害警戒情報**」を発表します。そして、数十年に一度の大雨などが予測される場合に、特別警報が発表されます。



土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で発表する防災情報です。

そうした意味でも特別警報は、避難勧告の判断基準を超え、更に危険が切迫していることを意味します。

図は、いずれも気象庁資料から

昨年9月の茨城県常総市の鬼怒川堤防決壊では、5時間以上も前に大雨特別警報が発令されていましたが、テレビでも多くの方が逃げ遅れ、自宅の屋根などで救助を待っている映像が映されていました。気象情報を適切に判断し、**命を守る行動**ができるよう心がけましょう。

★ぎふ川と道のアラームメール t-gifu@sg.jp

配信される項目は「大雨・洪水注意報」「大雨・洪水警報」「雨量情報」「河川水位情報」「土砂災害警戒情報」「道路通行規制情報」です。



次回は、耐震化についてお知らせいたします。

下呂市総務部防災情報課